

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

次の者を長岡市人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、市議会の意見を問う。

令和3年6月28日提出

長岡市長 磯田達伸

住 所	氏 名
長岡市巻淵1丁目	小林正司
長岡市東保内	小日向宏
長岡市中之島中条	佐藤善市
長岡市大島新町3丁目	堀内憲子
長岡市上除町西1丁目	木村松子
長岡市小国町法坂	山崎美千代

報告第8号

専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月28日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第11号 和解及び損害賠償について

専決第11号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年6月16日

長岡市長 磯田達伸

和解及び損害賠償について

令和3年1月1日長岡市宮内6丁目地内の市道で発生した除雪作業中の人身事故について、次のとおり和解をし、損害を賠償するものとする。

- 1 和解する相手方  
市内在住者
- 2 和解事項
  - (1) 長岡市は、相手方に対し、本件事故の一切の補償として、金81,960円の損害賠償責任を有するものとする。
  - (2) 長岡市は、新潟県後期高齢者医療広域連合長に対し、相手方が受けた後期高齢者医療保険給付に相当する額として、金35,100円を支払うものとする。
  - (3) 長岡市は、相手方に対し、第1号の金額から前号の金額を控除した金46,860円を支払うものとする。
  - (4) 長岡市と相手方との間には、前3号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。